

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	田野井 一 雄
同	加 藤 広 人

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 30 年 10 月 5 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、横浜市教育委員会とハマ弁の実施事業者との精算において「（横浜市教育委員会が）支払い根拠の事実確認をしていないため、他にも不当な支払いがある恐れがあ」とし、これを確認して横浜市が被った損害を補填するよう求めています。

この請求人の主張は、すでに公表された不適切な事例を挙げ、ほかに財務会計行為の違法又は不当があるのではないかという自身の推測を述べるだけで、本件請求において対象とすべき財務会計行為を他の行為と区別して特定認識できるように個別具体的に摘示していません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関
電 話 045-671-3361
ファクス 045-664-2944